

入居保証・生活支援事業

長野県内社協地域公益活動「長野県あんしん創造ネットワーク」

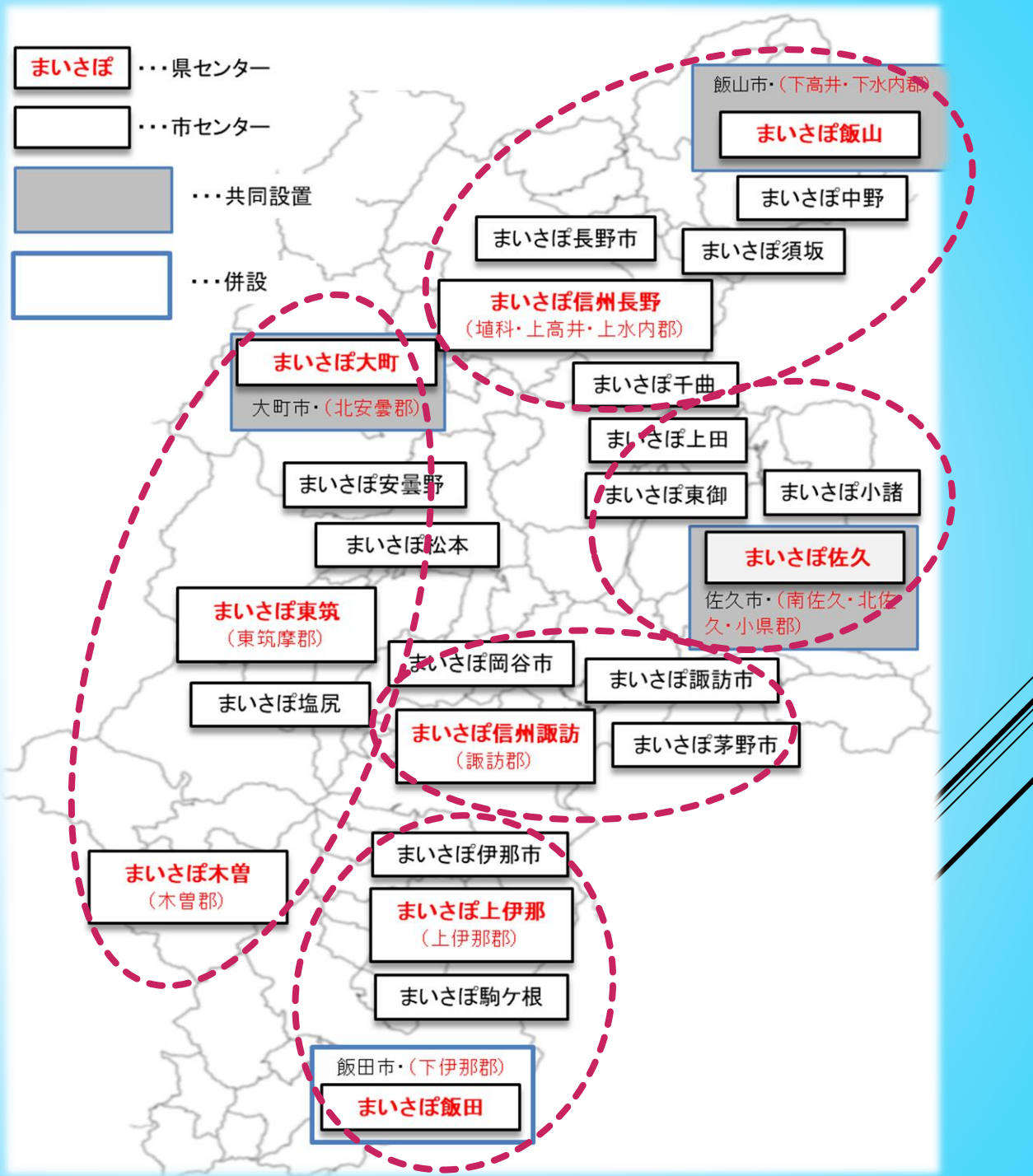
プロローグ（はじめに）

○社会的に孤立した状況と居住の安定の間には強い相関関係があるとの報告がある。『身寄り』のない人、社会的に孤立した人に対する居住支援にあたっては、単に入居を支援し、連帯保証を提供するのみならず、その後の居住生活において社会的に孤立することのないよう、社会とのつながりや社会参加の機会を提供するといった支援が必要である。

○公営住宅についてであるが、国及び地方公共団体が国民に対して、最低限の健康で文化的な生活を保障していることからして、当然ながら、住居を保障する責務をも負っていると考えられるところ、『身寄り』がなく連帯保証人を確保できない人が、公営住宅から排除されることがあってはならないところであり、連帯保証人を不要とするか、少なくとも居住支援法人または家賃債務保証業者による法人保証を可能とする必要があると考えられる。

取り組み背景

- ▶ 2015年4月、生活困窮者自立支援法施行。
- ▶ 長野県すべての自立相談支援機関を「**まいさぽ**」と呼ぶ。
- ▶ 長野県社協が事業本部。
- ▶ 支援員連絡会議にて、**住居確保にあっては、保証人がいないことが課題であること**を把握。



事業の目標

- ▶ 賃貸住宅に入居する際の**保証人が確保できない者の住居確保**を支援する。
- ▶ 長野県社協が**債務保証**し、利用者が居住する市町村の社協が**入居中の生活を包括的に支援**する。
- ▶ 居住地域での生活を支え、将来的には**本事業を利用することなく自立した生活**ができるようになることを目指す。

「あんしん創造ねっと」の運営

▶ 構 成

長野県社協及び長野県内の市町村社協

▶ 開始年月

2017年10月

▶ 運営委員会

加入社協・社会福祉法人・弁護士・大学教授で組織

▶ 財 源

加入社協による負担金

▶ 事務局

長野県社協

内容①

▶ 対象者

(1) 入居時の保証人及び連帯保証人が確保できないため賃貸住宅への入居が困難な者

(2) 生活就労支援センター「まいさぽ」の支援プランにより住居確保が必要とされた者で、本事業を利用して自立した地域生活を送ることができる者

▶ 対象住宅

長野県社協と入居債務保証契約を締結できる長野県内の賃貸住宅

内容②

▶ 債務保証内容

(1) 滞納家賃（明け渡し請求後の資料に相当する損害賠償金を含み、共益費を除く）及び滞納駐車場使用料

→ **月額家賃（共益費除く）の3ヶ月分**に相当する額

(2) 原状回復費用

→ **10万円を限度**とした見積り徴収額

▶ 契約期間

「入居保証利用契約」及び「入居債務保証契約」の契約期間はともに**2年間（※再契約可）**

住宅確保要配慮者需要調査

－生活困窮者に対する住居確保支援の実態から－

▶ 実施方法

生活困窮者支援を実施している県内の生活就労支援センターまいさぽ（以下「まいさぽ」計24ヶ所）における平成29年度中の新規相談者から、住宅確保に関する支援を行った事例を抽出したうえで、①各まいさぽにおいて生活困窮者に対する住居支援を行った事例内容、件数、②住居支援を行った事例のうち、課題となった内容、件数を把握した。

▶ 事例と件数

平成29年度（2017年4月1日から2018年3月31日の間）に新規で受付けた相談者に関する事例。

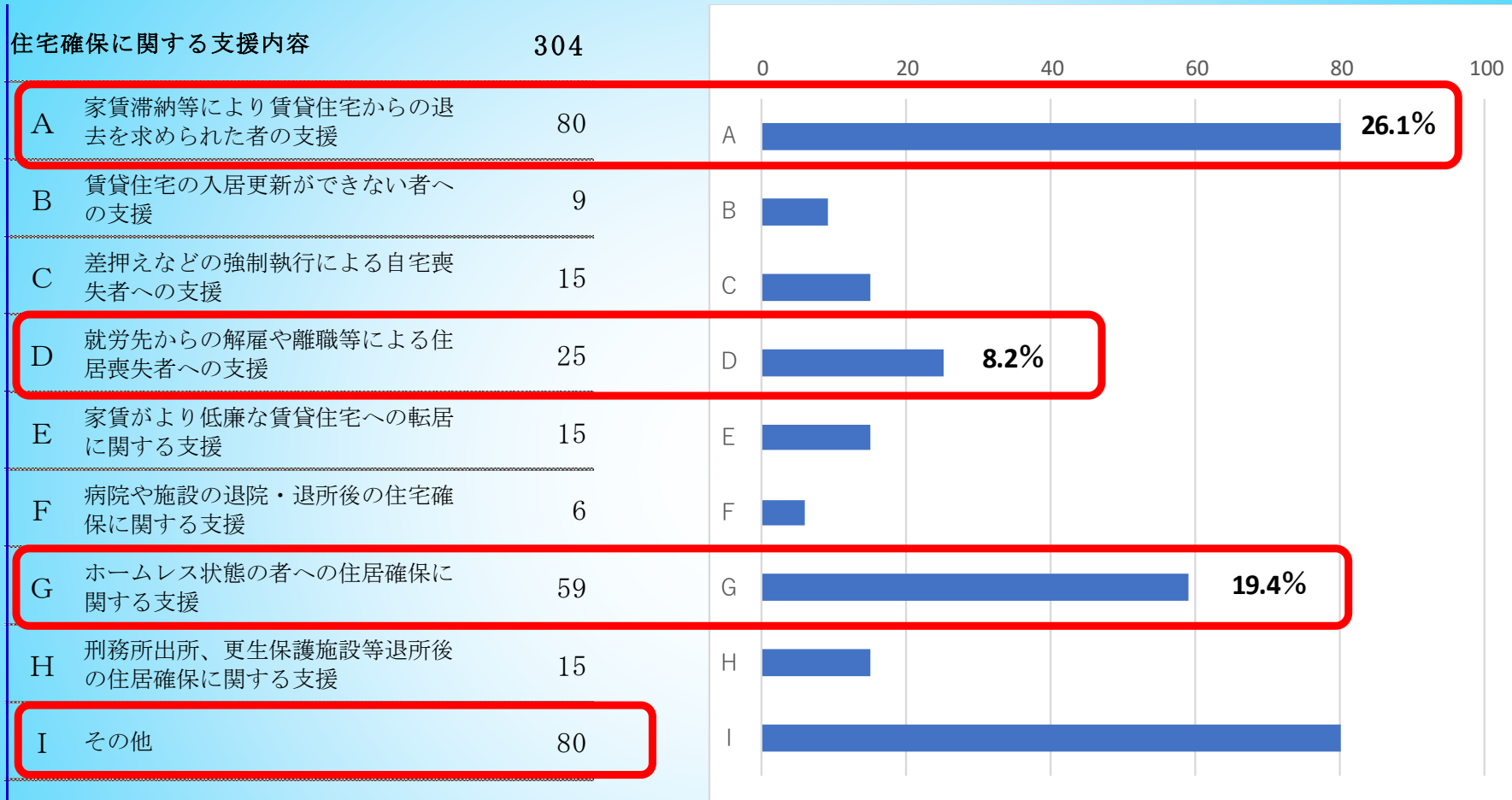
（※県内新規相談受付件数 3,116件）

調査結果①

①生活困窮者自立支援事業における新規相談受付件数	3,116 件（平成29年度）
②うち生活困窮者に対する住宅確保支援を行った事例数	304 件
①に対する②の割合	9.7 %

平成29年度に県内のまいさぽで新規に受け付けた相談件数3,116件について、住宅確保に関する支援を行った事例件数は、304件ありました。これは新規相談受付件数に対する割合で9.7%、およそ1割にあたります。

調査結果②



住宅確保に関する具体的な支援について、事例として最も多かったのは「A 家賃滞納等により賃貸住宅からの退去を求められた」ことに対する支援（80件、26.1%）でした。続いて「G ホームレス状態の者への住居確保」（59件、19.4%）、そして「D 就労先からの解雇や離職等による住居喪失」への支援（25件、8.2%）でした。

調査結果③

住宅確保支援に関し課題となった内容
(複数回答)

482

0 50 100 150 200

a 連帯保証人の確保ができないため賃貸契約ができない 92

a 30.2%

b 保証会社の保証が受けられない 30

b

c 入居等にかかる費用が支払えない 179

c 58.8%

d 高齢を理由に入居を拒否された 2

d

e 障がいがあることを理由に入居を拒否された 4

e

f 外国人であることを理由に入居を拒否された 4

f

g 地理的条件(通勤・通学など)に合う賃貸物件がない 29

g

h 生活状況(間取り等)に合う賃貸物件がない 24

h

i 近隣に賃貸物件自体がない 9

i

j 入居にあたって近隣住民からの拒否感がある 2

j

k その他 107

k 35.1%

支援事例 304件

住宅確保支援に関する課題を挙げてもらったところ、その総数は482件となりました。最も多く挙げられた課題は「c 入居等にかかる費用が支払えない」(179件)ことで、304の支援事例に対する割合は58.8%でした。次に多く挙げられた課題は「a 連帯保証人の確保ができないため賃貸契約ができない」(92件)ことで、同じく割合は30.2%でした。

事業特徴

▶ 特徴① = 入居生活支援

市町村社協が、毎月1度は対象住宅を訪問し、利用者への声掛けや見守りなどを行うとともに、利用者の状況に応じて他の支援機関等の支援を包括的にコーディネートしながら利用者の生活を支援する。

▶ 特徴② = 贈与契約

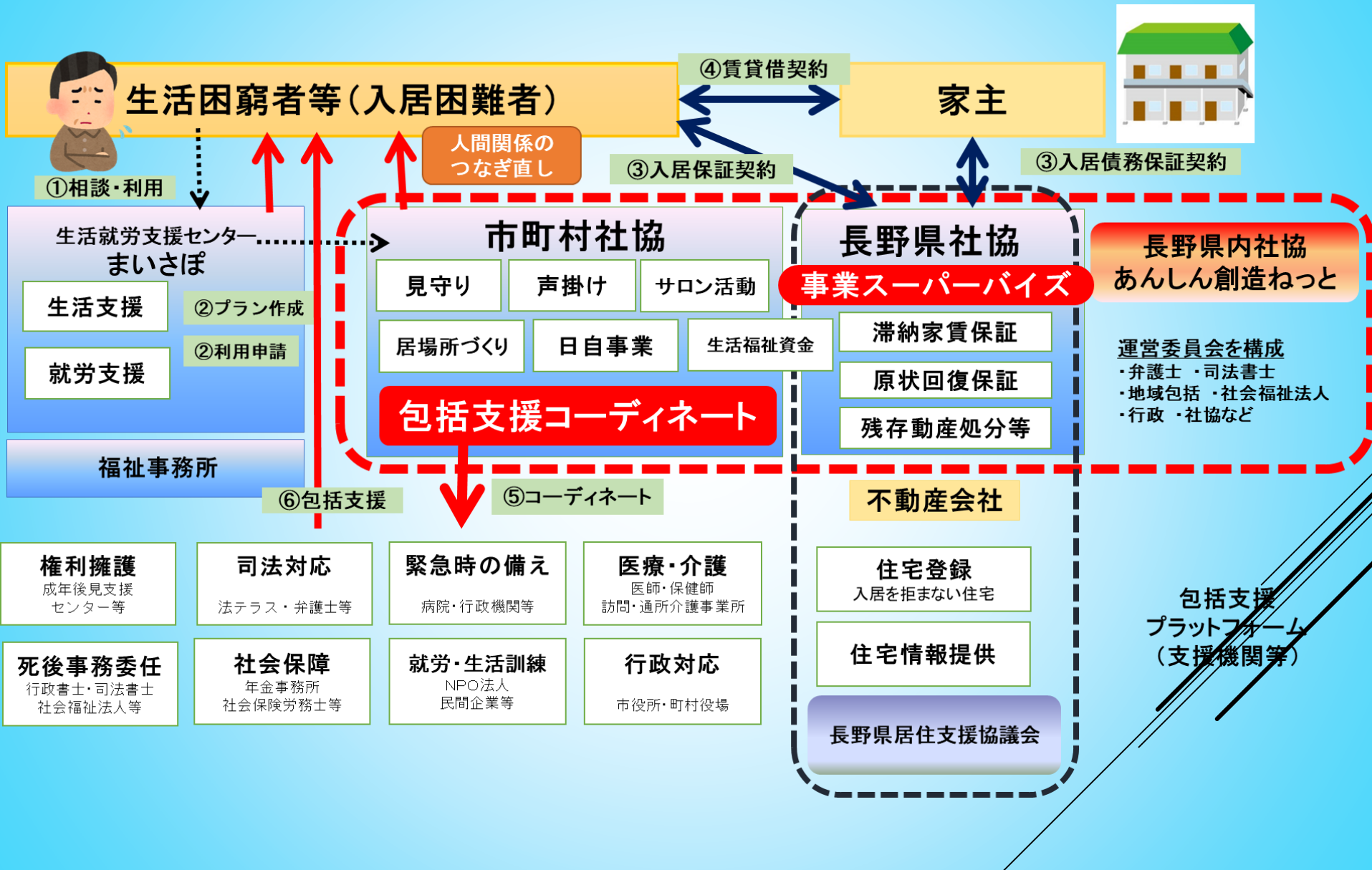
利用者が長野県社協との間で入居保証利用契約とは別に締結する「贈与契約」により、死亡した際や行方不明となった際の残存動産は長野県社協に贈与される。

▶ 特徴③ = 居住支援法人

2019年1月、長野県社協が、県内唯一の居住支援法人としての指定を受ける。

※長野県居住支援協議会会員

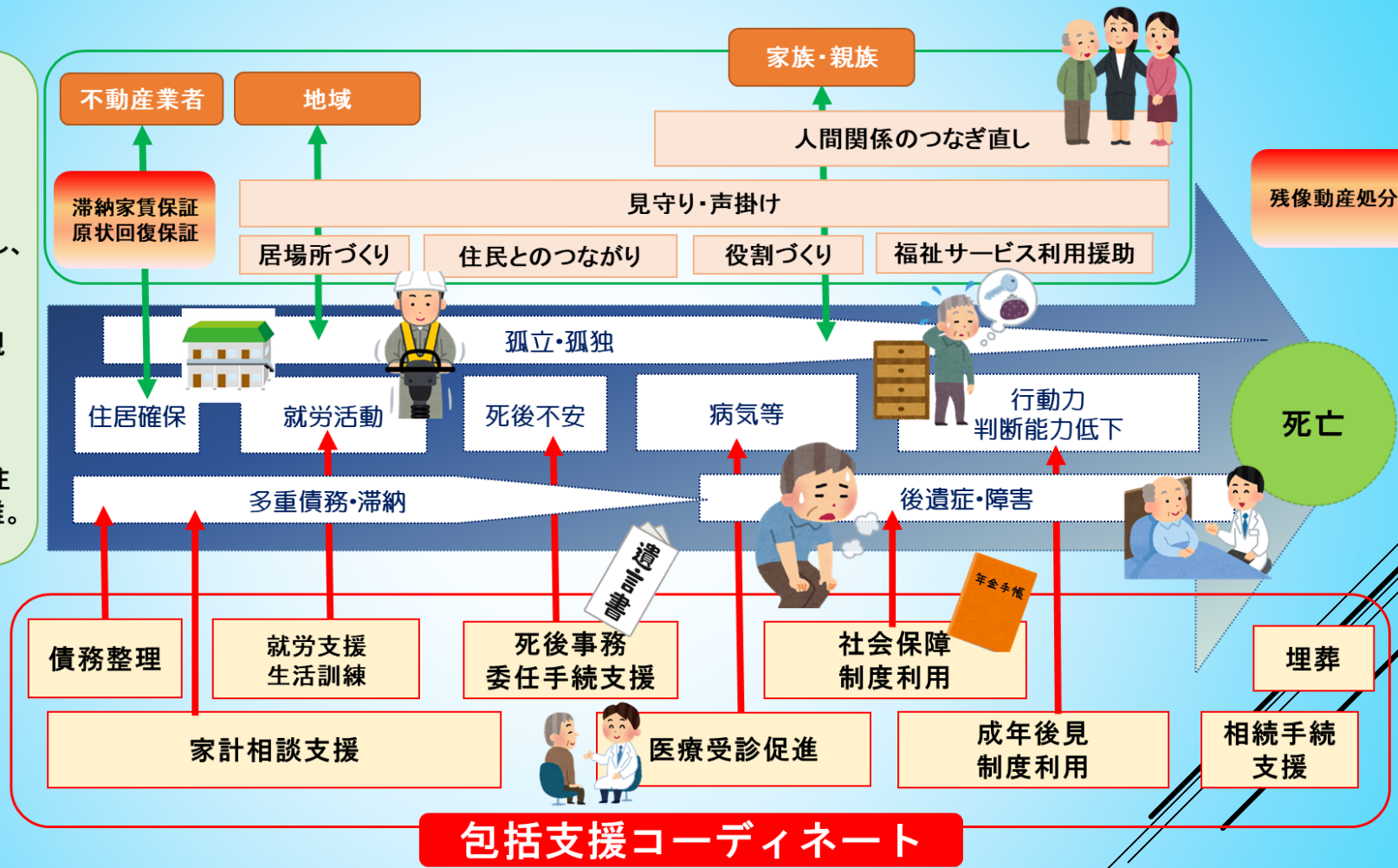
スキーム図



包括的な支援の想定図

A氏(50代・男性)

- ・住込の仕事を失業。
- ・会社の寮を退去し、その後は車上での生活。
- ・家族とは離縁、親戚とも連絡がつかない状態。
- ・保証人や緊急連絡先がなく、賃貸住宅への入居が困難。



包括支援コーディネート

事業実施状況

▶ 契約件数（累計）

40件（2019年9月30日現在）

【内訳】

民間賃貸住宅 15件

公営住宅 25件

※2019年1月より長野県は **県営住宅における本事業の利用を可能**とした

■ 債務保証件数

0件（現在のところ、債務保証事例なし。）

■ 死亡、行方不明件数

0件（現在のところ、死亡、行方不明事例はなし。）

県は25日、県営住宅に入居する際、県社会福祉協議会（長野市）の保証があれば連帯保証人を確保できなくても入居できるようにすると発表した。1人暮らしの高齢者などを入居しやすくする目的で、来年1月4日から適用する。

県社協の入居保証は2017年10月に開始。連帯保証人が確保できず賃貸住宅への入居が困難な人が対象で、退去時に月額家賃の最大3カ月分相当の滞納家賃保証と、最大10万円の原状回復保証が受けられる。市町村社協が定期的な見守りも行う。2年間の利

連帯保証人 確保できなくても

県営住宅入居 県社協が保証

4日から 1人暮らし高齢者らに配慮

県営住宅室によると県営住宅は約1万5千戸あり、現在は約1万1500世帯が利用。1人暮らしの高齢者は26%に当たる約3千世帯に上り、同室は「1人暮らしの高齢者の場合、連帯保証人を確保できない場合もある」として、県社協の入居保証を活用することにした。

県営住宅への入居申し込みは、収入が一定基準以下や持ち家がないなど複数の条件が必要。同室は「今後も原則、連帯保証人が必要であることは変わらない」としている。

用料は1万2千円で、再契約もできる。

【事例の概要】

早期退職後、安定した職に就けず、自宅を手放す。賃貸住宅に入居をするが、保証人になる親族等がおらず、住居確保給付金の給付期間のみ保証人なしで契約をしていた。住居確保給付金の給付期間にあんしん創造ねっとを利用して保証人不在の課題を解決。同時期、就労が決まる。その後、約1年間、就労を継続している。なお、1カ月に一度、面談を行い、家計状況の確認をし、生活上のリスクに事前に対応できるようにしている。

	<i>before</i>	<i>support</i>	<i>after</i>
世帯構成	<ul style="list-style-type: none"> 離婚して単身世帯。 父、母は他界。兄弟は行方不明。 	<p>(支援プランの内容)</p> <p>早期の就労をめざしながら、住居確保給付金、入居保証・生活支援事業(あんしん創造ねっと)、生活福祉資金貸付等を利用。各種制度利用をして、生活の立て直しをはかる。</p>	<p>(支援による自立の状況)</p> <p>あんしん創造ねっとの利用により、不安定な賃貸契約が解消されたことで、本人の精神的安定につながる。同時期、持病と折り合いがつく仕事に巡り合い、勤め始めた。</p> <p>持病の状況は変わらないが、なんとか勤め続けることができている。勤め始めてから3ヶ月は2週間に一度、面談をして、家計・就労・身体状況を確認。就労の定着が見込めそうであったことから、1カ月に一度の面談に切り替える。</p> <p>現在は、約1年、就労継続している。大家との関係も良好。</p>
生活状況	<ul style="list-style-type: none"> 持病により、就労先の選択肢が狭まり、就職が決まらない。 貯金を取り崩し生活。 	<p>(連携した関係機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収税課 ・ 福祉課 ・ 長野県社協生活福祉資金貸付担当 ・ 大家 ・ 信州フードバンク ・ あんしん創造ねっと 	
生活課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持病と折り合いがつく仕事探し。 ・ 計画的な金銭使途。 ・ 親族に頼れる人が不在。 	<p>(具体的な支援内容)</p> <p>保証人になりうる家族がいないか、再度、本人に確認を取る。本人の了承のうえ、可能性がある親族にまいさぼから事情を説明し、協力を仰ぐが断られる。緊急連絡だけは連絡させてほしい旨を伝える。</p> <p>県社協に、「あんしん創造ねっと」の利用の相談をする。生活費が底をついていたことから、12,000円の利用料を含めて生活福祉資金の借入を行う。利用料の借入が出来たところで、大家と県社協と本人と契約を行う。</p>	<p>(評価と課題)</p> <p>家計状況は、余裕がなく、預貯金が出来ても、家電製品の不具合や修繕などで、貯まらない。これ以上収入増の仕事に就く可能性は低く、支出を抑える方策を考える。支出を抑える方法として、公営住宅への転居が考えられる。転居費用等も見込みながら、転居のタイミングを本人と検討する。</p> <p>親族関係の改善は難しい様子。親族に連絡をとるよう助言をしているが本人は希望していない。1年後、あんしん創造ねっとの契約を更新する可能性が高い。</p> <p>今後、県の公営住宅への転居であればよいが、市営住宅の転居に関しては、現状、あんしん創造ねっとの利用は認められていないことから、市営住宅への本事業の適用について課題としてあげたい。</p>
なまがいったぼ経に過つ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産会社から生活保護の情報を聞いて、福祉課に来所。福祉課からまいさぼにつながる。 		

【事例の概要】

・本人は30代女性。中国国籍だったが帰化し日本国籍を取得した。日本で同じく中国から帰化した男性と結婚し、2人の娘がいる。今年になって夫による家族へのDVを理由に離婚することになった。親権は本人が取得したが、住んでいた住居から引越さなければならなくなったため、市営住宅に応募し当選した。入居にあたり保証人が1名必要となったが、本人の親戚は全員中国におり、保証人を頼める人がおらず入居できない状態となっていた。市営住宅の担当者子ども家庭相談係からまいさぼに相談があり、あんしん創造ねっとを利用した。

	<i>before</i>	<i>support</i>	<i>after</i>
世帯構成	30代女性。親戚は全員中国にいる。夫も30代で本人と同じく中国から帰化している。市内に家を建て住宅ローンや生活費を負担していた。長女は中学校に入学する。姉妹は転居することで学校を転校することになる。	(支援プランの内容) ・住居の安定を図る ・家計相談を行い、収支を把握する。 ・地域行事に子どもと参加し知り合いを作る。	(支援による自立の状況) ・あんしん創造ねっと事業の利用により、市営住宅へ転居することができ、娘達と3人で新たな生活を送ることが出来ている。
生活状況	離婚により本人は、娘達と共に現在の住居を出て行かなければいけなくなった。養育費など今後の夫の支援は一切無し。今後は本人の就労収入と児童扶養手当、児童手当のみで生活していくことになるため、市営住宅に入居し支出を少しでも減らしていく必要があった。	(連携した関係機関等) ・市建設課 ・市子ども未来課 ・県社会福祉協議会 ・市社会福祉協議会 ・市人権・男女共同参画課 ・県保健福祉事務所	
生活課題	・本人の親戚は全員中国におり、日本で保証人になってもらえる人は見つからなかった。 ・本人は、自分達が1ヶ月にどのくらい生活費を使っていたのかを把握していない。 ・以前は夫の収入で生活をやりくりしていたため、本人は家計管理をしたことが無い。	(具体的な支援内容) ・本人へ「あんしん創造ねっと」の説明を行った。 ・「あんしん創造ねっと」を利用するため、県社協に相談をした。 ・市営住宅担当者との協議を行った。 ・契約にあたり、本人、関係機関との日程調整を行った。 ・契約にあたり、通訳が必要な場合に備え、依頼できる機関を探した。 ・地域で本人が交流できるような行事についての相談をした。	(評価と課題) (評価) ・あんしん創造ねっとの事業利用により、市営住宅に転居することができ、住居を確保することができた。 ・娘の進学との関係もあり早急な対応であったが、県社協や市営住宅担当者の柔軟な対応で娘の入学に間に合うことができた。 (課題) ・家計の支出について、本人も把握できていない部分が多いので家計改善支援員に相談していく必要がある。 ・本人は地域に知り合いも少ないため、地域行事等に参加しながら地域とのつながりを作っていく必要がある。
まいさぼに経に過つ	市営住宅の担当者子ども家庭相談係からまいさぼに保証人について相談があった。		

【事例の概要】

ホームレス状態で罪を犯す。釈放後の住居・資金・就労先・身分証明書・身元保証人がない。弁護士から依頼があり、拘置所で面談を行い、釈放後の生活を市福祉課とまいさぼが協力して対応。住居確保給付金・総合支援資金・あんしん創造ねっと（入居保証・生活支援事業）等を利用し、大家の協力を得て、釈放後の住居を確保。住居確保後は、就労支援と家計改善事業を行っている。

<i>before</i>		<i>support</i>	<i>after</i>
世帯構成	<p>20代男性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯。子ども時代は成育環境が整わず、自己有用感と人に対する信頼感を持ちづらい。 ・多額の税金を滞納し、取り立てにより勤務を続けることが困難になる。身ひとつで賃貸住宅を出てホームレスとなり県内を転々としていた。 	<p>（支援プランの内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金、総合支援資金、あんしん創造ねっとによる住居確保と生活基盤づくり。 ・食糧支援、就労支援、家計改善事業 	<p>（支援による自立の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釈放後、即日入居し、電気・ガス・水道の開通や食糧支援により、安心して生活ができる状況は整いつつある。 ・釈放後、2カ月以内に就労開始することを目標に、就職活動とその支援を行い、釈放後から1カ月で就労先が決定。 ・家計改善事業にて、総合支援資金の用途を本人と確認。緊急の事柄があった場合に備え、余裕を持った家計管理ができるよう進める。
生活状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス状態。無職。預貯金を取り崩し生活。 ・預貯金が底をつき、ホームレスの生活に疲れてしまった。罪を犯すことで刑務所に入所したかった。 ・拘置所に留置され、判決を待つ状態。 	<p>（連携した関係機関等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まいさぼ ・ハローワーク ・市社会福祉協議会 ・フードバンク ・弁護士 ・前勤務先 ・福祉課、住民課、税務課 ・大家 ・親族 ・県社会福祉協議会 	
生活課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の税金滞納。 ・成育歴と親子関係による人格形成への影響。 ・保証人等になり得る親族がいない。 	<p>（具体的な支援内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘置所にて、福祉課・まいさぼ・社協（貸付担当）が面談を行い、本人の希望や意思確認を行う。情状証人として福祉課とまいさぼが出廷。 ・福祉課とまいさぼは、住居確保給付金の申請と付随事項、住基カードの発行、滞納税の対処、および今後の支援方法について綿密に調整を行い、計画に基づき保釈後の生活を支援。 ・大家の寛大な理解を得る。大家に、釈放日に即日入居する、家賃等は入居後になる（総合支援資金や住居確保給付金決定後）、保証人がいないことからあんしん創造ねっとを利用するなどを交渉。 	<p>（評価と課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止のためにも、生活状況の見守りと本人とのつながりと信頼関係を大切にすること。 ・滞納税金についての対処は今後の課題。 ・ホームレスになるまでのいきさつや生活層等ができるだけ聞き取りながら、そこから今後はどのような生活や人生がより望ましいのか、中長期的な視点で、本人が人生設計を考える場面を作っていく。
まいさぼを経た経過	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士から依頼。身元保証人、身分証明書、住居、資金等がないが、釈放後の本人の生活支援について相談と依頼があった。当初より、支援方針について情状証人としての出廷依頼あり。 		

取材レポート

- ▶ 48軒のアパートの大家さん。これまで本事業の利用者3名を受け入れ。生活保護世帯も可能な限り受け入れている。
- ▶ 敷地内に事務所があるため、入居者を見かけると声をかけてはお茶飲みをしながらコミュニケーションを取っている。仕事を紹介することもある。
- ▶ 新聞や郵便物、電気メーターの検針状況で気になる世帯には介入。
- ▶ 部屋が空いた時は地元社協にお知らせしている。
- ▶ 「入居者の過去のことは関係がない」
「本人のこと、まちのことを考えて必要な方に入居いただいている」（大家さんの談）



将来図

(生活上の不安)
子育て・養育
ひきこもり・居場所
通院・買い物等移動
医療同意、入院・入所時保証
死後事務
在宅介護・看護 など

★支度金給付事業

★プチバイト事業

信州あんしんセーフティネット

★生活改善支援事業

「暮らせる」あんしん

★乳幼児支援品提供事業

「住める」あんしん

★入居保証事業

「働ける」あんしん

★身元保証事業

長野県あんしん創造ねっと



新たなあんしんを創造する
長野県あんしん未来創造プロジェクト

(未来創造プロジェクト例)
身寄りのない方のエンディング
ひきこもり者の居場所づくり

社会福祉法人
経営者協議会

県内
社会福祉協議会

長野県

企業・団体

教育機関

3年後、官民協働で

未来に向けた課題解決にみんなで行って取り組んでいくプラットフォーム
「長野県あんしん未来創造センター」設立へ

エンディングに関するあんしんの創造

▶ 「身寄りのない方等のエンディング」に関する研究会

家族や親族がいない、または疎遠や絶縁状態にあり、地域などにも頼ることができる人がいないため、身寄りがなくその人生を終える方の増加が予想されます。また、障がいを持つ子の親が高齢になり、先に人生の終焉を迎えた場合、残された子が親の死に対応ができないことがあります。このように身寄りのない方、あるいは障がいを持つ子の親のエンディングに関する意思を尊重できる仕組みや実際の死後の対応など、行政、支援機関、専門職、地域住民や民間事業所などとの連携の仕組み構築について研究している。

○研究会設置

南箕輪村・松川村

○研究テーマ

- ・ 遺体の引き取りについて
- ・ 葬儀、火葬、埋葬等について
- ・ 遺品、財産整理について
- ・ 「エンディングウィル（人生終焉に関する意思決定）」について
- ・ 関係機関の役割や支援方法などについて



今後の課題

▶ 民法改正（法務省パンフレットより）

○極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

○特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後に発生する主債務は保証の対象外となります。

エピローグ（おわりに）

▶ 身寄りのない方の死後対応

人が人らしく弔われるためには、『身寄り』のない人が『身寄り』はなくても社会とつながり、弔い合うことのできる関係を紡ぐ必要がある。人の死の尊厳を守ることが行政の責任であるのに対して、こうした弔い合う関係を構築するのは地域福祉の課題であると考えられる。

支援者や事業者の立場からすると、『身寄り』のない人が亡くなられた後の、ご遺体、残置物、手続き等が課題となるため「死後対応」あるいは「死後事務」の問題として問題設定される。しかし、当事者にとっては、ターミナルから死後までを含めた死にまつわる全体の過程に対して不安を抱いているのであって、目指すべきはこうした不安を解消し、死にまつわる安心を構築し、安心して死ぬことのできる社会を実現することであろう。